

文有庫松

古史通卷之二

筑後守從五位下源朝臣君美撰

かくて素蓋鳥神天より昇り坐してなほ其あしき事止時な
 然れども天照大神愠給へば恨こまじく平らなる御心
 まて相容まよぬに忌服屋に坐して神衣を合織りし時
 其服屋の頂を穿て天班馬と逆剝り剝て墮し入る天衣織
 女見驚き機より墮る神去るに至りて大神天石屋戸を開
 て刺許母理よんあしにみひて高天原皆暗く葦原中國悉
 闇くして常夜往き萬神の聲狹蠅奈須満ち萬妖ことごとく
 くに發りぬ八百萬神憂迷ひて天安の河原に神會を集ひ

古史通 卷之二

てその祈謝奉るべき方を議り遂に大神を天乃石屋より
 出しまひらするに及びて高天原及び葦原中國おのづら
 ら照暁うらやう多しとを得つ八百萬神共に議りて素盞鳥
 神に千座置戸を科せ祓具を責て其罪を贖りて遂に神
 夜良比夜良比此此一節下の一書に據りてある日本書
 其惡事止時なしと八月神の御田は春ハ放掘埋溝毀畔
 又重播し秋ハ刺串伏馬の類也放掘讀で比波那知とい
 こきと廢る也埋溝讀で美曾宇賣とい波那知といハ
 る溝と土を以て塞く也毀畔讀で阿波那知といハ
 界と壤り毀ふなり重播讀で志伎麻伎といハ凡百穀重
 糸て種子と下流時ハ其土瘠て穀の實なる事を得ん刺
 串讀て久志佐志といハ田間ハ杖を刺
 立て馬と繫きて秋穀を踏しむるなり

愠恨給ふべとハ古事記に據るに御田の畔を放ち溝と
 埋られしをバ地矣阿多良斯登許曾爲如此と詠ハ大嘗
 聞看と殿は尿麻埋散らとせしをバ酔て吐散登許曾爲
 如此と言ひて登賀米受と見えたり地を阿多良斯とい
 嘗ハ日本書紀注ハ新嘗ハ作る慕疏ハ初て穀を嘗むる
 也冬時の祭也と釋しきり大嘗ハ讀で於保武倍といハ
 よし神代卷抄ハ尺ゆハ讀で多具忌服屋ハ舊事紀ハ
 理といハ飲食の物を吐き出すなり
 齋服殿と云るさる神服と織る所の殿也といハ慕天班
 馬ハ鹿也といハ慕疏いらハあるべきことハ駁馬をいハ
 し逆刺とハ獸を殺して後に其皮と刺をいハと見えこ
 り纂疏ハ延喜式破乃祝詞によるに放掘毀畔埋溝重播
 刺串影ハ生刺逆刺等のハフと天津罪といハと見え

河原とあるさるる其處所不詳ハ湍とハ其川の廣きといふなりづ安といふハその語の轉せし也河原とハ河上といふがごとし天安之河原と日本紀注乃一書ハ市、邦ありさうハ又天、八湍河ハ久慈河ともしつゝハ一もあるべうなり祈謝の方を議うとし事共其文殊ハ長し舊事紀古事記日本紀古語拾遺水據りてその本要をさるるに注凡

八百萬神天安之河原ニ集りて高皇靈神の子思兼神ハ思兼神ハ四事紀の諸神を兼こる故ニ此名ありしと見えさり此神後ハ天降きり信濃國阿知祝部ハ祖神也といふ常世ハ國の名その祝部ニ見えさり長鳴鳥ハ鶏也これハ鶏鳴きて日出る義り取りといふなり

天安河の河上乃天堅石を取り天金山の鐵を取りて鍛

人天津麻羅を求めて石凝姥命ヲ科せて鏡を作らむ
天、金山其處所不詳天津麻羅也又不詳此事ハ下事也
えさり日事紀ハ初天津金山ニ銅を採りて石凝姥命
とて日像之鏡を鑄さむるニイサハ意ニ合ハズ
紀伊國日前神これなり次に天香山之銅を採りて天
戸神として造らしむす形を去ま伊勢に崇秘大神ハ
えりハ咫鏡又ハ真經津鏡とつふこれ也と見えさり
日事紀ハ鐵を鍛造する也古事記ハ
紀の文をあらためてかく去るしなり又日事紀ハ
ハ天糠戸之神ハ石凝姥命の子なりとしるさるハ
本書紀注の一書と古語拾遺と纂疏とにハ石凝姥命ハ
天糠戸之神の子也と見えさりいづれハ石凝姥命ハ
去らば上世ニ女を称して戸邊といひしと見えさり
神も女神ナリし稱して戸邊といひしと見えさり此
るに天糠戸命ハ鏡作連ホの祖神也とも見えさる

て吉凶を占ふなり占ハ一む麻如那波一むとハ祈禱の
方すべし思兼神おもみらりて兒屋命又占ハ一め
その吉凶と決め命とし天香山の五百津真賢木
を根許士爾許士て上枝ハハ尺勾璽の五百津御須麻
流を取り著け中枝ハハ尺鏡を取り繋げ下枝にハ白
丹寸手青丹寸手と取り垂て真賢木ハ真坂樹ともさ
語抄と引て龍眼木の字と用也今俗の神を祭るの木也
也佐加といふ私記ハ刺立てて多祭るの木也
と尺れこり心得る五津ハ其樹の多く有といふ
と纂疏又尺えこり心得る五津ハ其樹の多く有といふ
ハよ據るに五百枝賢木と枝とるといふ根許士爾許士と
木の榮えて枝多きをいふ旧事紀ハハ雷神を祀る
根ぬらしに移んといふ掘の字を左禰古神の禰古神
しめられしと尺えこり掘の字を左禰古神の禰古神
と讀む祖神の注つくられこり掘の字を左禰古神の禰古神

八尺鏡ハ八寸事紀ハ石凝姓命のつくられし所なる
改めて多ハ手の儀なりハ尺多といふ由を古事記ハ
ひ阿多ハ即手なり阿とハ尺多といふ由を古事記ハ
神世ハ尚びなられ阿とハ尺多といふ由を古事記ハ
どよハを以て抹鏡をりつと見ゆ御鏡ハ天徳御記
尺え長きハ相合へり又古事記ハ八寸と尺の字と改
手の長きハ相合へり又古事記ハ八寸と尺の字と改
尺の字を假用ひり又古事記ハ八寸と尺の字と改
たの字を假用ひり又古事記ハ八寸と尺の字と改
一ハ寸三分餘也此神鏡の圍六尺四寸に其の二尺
二ハ寸三分餘也此神鏡の圍六尺四寸に其の二尺
るハ寸三分餘也此神鏡の圍六尺四寸に其の二尺
えの寸三分餘也此神鏡の圍六尺四寸に其の二尺
麻の寸三分餘也此神鏡の圍六尺四寸に其の二尺
思の寸三分餘也此神鏡の圍六尺四寸に其の二尺
旧事紀ハ幣帛和幣の字を假用ひる所也

禮まゝの贊也といふ義よりいれハ和の謂ハ一爾使氏と
いふ古武といふハ伊勢國麻績の祖みて今俗を和なる義
なるべし武といふハ伊勢國麻績の祖みて今俗を和なる義
其長白羽神ハ伊勢國麻績の祖みて今俗を和なる義
名式又常陸國久慈郡天之志良波神社と尺三三代実録
あり常陸國天白羽神といふ即今也白羽神といふ
と尺此神を祭る所也天日鷲神ハ旧事紀の孫なるべし
昨見神ハいさ此種々の物ハ太玉命布カ御幣と取持て
こ詳ならず
兒屋命布カ詔と言禱申して種々の物ハ賢木の枝ハ
ハもぬち神を禮するの費也さハ美良御といふ
ハ手に執りて奠くの義なるべし布カといひ御といふ
ハ尊大の称と尺元こり布カ詔ハ詔ハ讀で能等とつ
神につぐる辞也旧事紀古語拾遺ハ詔ハ讀で能等とつ
御幣を捧ぐ大神の神徳を稱讚せられしハ天手力雄神
兒屋命相副て所申されしと尺元こり布カ詔ハ詔ハ讀で能等とつ

を御戸の櫺子隠し立て天手力男神と云ふ此神也
相殿に又常陸國久慈郡靜神社河内國高安郡恩智
神社紀伊國牟婁郡天手力男神社陸奥國宮城郡泉郡神
名式又國々の風土記ハ由神天鈿女命手次ハ天香山
の天之日影を繫け天香山乃天之真折と縵とて天香
山の小竹葉ハ手草に結ひ手に著鐸之矛を持天之石屋
戸前庭燎を奉多汗氣伏て踏登扨呂許志神懸て
胸乳掛出て裳緒と番登に思垂し時に高天原動て八百
萬神共々咲く天鈿女命古事記ハ天之宇受賣命と云
轉せし也古語拾遺に於須女とハ其神強悍猛力なるが
故に此名あり今俗強女と於須志といふハ此縁也と注
す於須志とハ可畏の謂なるべし此神ハ太玉の女也詳
なる事ども猶下る尺元こり手次ハ私記ハ手纏の字と

用ひ讀んで多須枳といふ多とハ即手也須枳といふ多とハ即手也
 袖長くとて多須枳といふ多とハ即手也須枳といふ多とハ即手也
 る比加介と次ぐの義なりといふ日影ハ倭名抄に此物ハ陰
 地と生ぎる故に此名あり神を祭るに木綿手織といハ
 物と用ひし故に此名あり神を祭るに木綿手織といハ
 日本書紀ハ葛ととる真坂樹の字と假用ひしなり神樂歌又
 左倭能加都良ととる真坂樹の字と假用ひしなり神樂歌又
 を假用ひし日本紀ハ此の字を假用ひしなり神樂歌又
 此遺制也と云ふ物に採る所の物なり神樂歌又
 佐と小竹讀んで佐々所の物なり神樂歌又
 なりといふ物に採る所の物なり神樂歌又
 を手草と讀んで佐々所の物なり神樂歌又
 立手草と讀んで佐々所の物なり神樂歌又
 抄は鐸ハ大鈴也採るハ此遺制なるべし須枳と訓むる由
 るべし凡著神樂讀んで鈴佐祭用ゆといハ鐸ハ漢語抄の聲細
 るべし凡著神樂讀んで鈴佐祭用ゆといハ鐸ハ漢語抄の聲細

と云ふ事あり庭燎を挙るとハ纂疏ハ此時に六合冥
 闇なり火を御焼て明りといハ庭燎を設るなり神樂歌又
 ざり汗氣伏す御焼て明りといハ庭燎を設るなり神樂歌又
 記しハ槽舟を覆せ置て其上に訓むるなり神樂歌又
 覆誓措の字と假用ひて讀むるなり神樂歌又
 と注し器を置て其水に浮むる俗に婦人の歌舞を
 内時小器を置て其水に浮むる俗に婦人の歌舞を
 氣槽といふ物踏鳴ら神世の遺風と云ふ聲の鼓に似たる宇
 に憑りて物踏鳴ら神世の遺風と云ふ聲の鼓に似たる宇
 どいふ命巧み非優を讀んで齊也といハ高天原と動せし
 天銅女命巧み非優を讀んで齊也といハ高天原と動せし
 の笑を催す也俳優ハ讀んで齊也といハ高天原と動せし
 胃乳をかき出し八百萬神の笑ひの臍のこゑの高原と動せし
 胃乳をかき出し八百萬神の笑ひの臍のこゑの高原と動せし

なり今も御神樂の時人長の舞事此伎の遺風なるべし
咲の字讀んで恵良久といふ又樂むるをかくるなり
皆是上世の俗と又名をり

天照大神其咲くを聞召し怪くて天石屋戸を細め開
て其由を問ひ給ひに天鈿女命にて汝命よまいて
貴神坐を歡樂ぬと申せし間天兒屋命天太玉命の
御鏡をさし出さしよ怪しとおおしてや御戸を開
て窺ひを其隠き立ちし手カ雄命御手を取りて引出し奉
る太玉命尻久米繩をりちて御後方より引渡しこれより内
より還り入るなり如と申しき大神出まるとき高天原及び葦
原中國おのづらう照り明らうなることを得てりさく

の神俱に相見て面して皆白しと手を伸して歌舞ひ阿波禮
阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憇飲憇と言ふ其御鏡

八尺鏡也此時其御鏡石屋戸に觸きて少し瑕つくと其瑕
今もみひて猶存すと日本書紀注の一書に八尺鏡とあり
尻久米繩ハ旧事紀又端出之左繩とある其内外と界ふの注
連といふ物なりこ物を引渡さしハ其内外と界ふの注
義なり注連ハ左り繩は端出之左繩と出しては繩かきと釋
日本紀又足ゆされハ端出之左繩とあるさしは釋
べし旧事紀によるに阿波禮と天の晴しなり阿那於
茂志呂とハ古語又凡そ阿波禮と天の晴しなり阿那於
と申して舞也阿那夜憇ハ竹の葉に聲なり飲憇ハ木
の多能志とハ葉を振るの謂なりこれ於茂志
呂多能志とハ葉を振るの謂なりこれ於茂志

を科せて其被具を責て鬚を切り手足は爪を抜き其罪を

贖ハシ絶て神夜良比夜良比き千座置戸ハ私記による
被物を千座置し罪人をして其中より出し置く所也
以て置戸といふ也其身は隨小物みれあくとく皆出し
被物の出をへきなきが故に髪をぬき爪をぬくに至れ
るなりと見ゆ纂疏置戸といふ事戸とハ詞助也後代
の解除は四座置ハ座置の名有りおの日本紀一束の稻を
用ひこれ神世の遺法也と見えたり
四座置ハ座置と稱する四とハハ神道の尚ふ所の
數なりと見ゆ又世人慎しこて巴ガ爪を収るハあき其
縁也と旧事紀に見ゆ

素盞烏神逐またまひ去時に霖雨降き青草を結束し笠
蓑として宿を衆神に乞ふ衆神共に拒まらせしうバ風
雨甚しといへとも留り休むことを得てして辛苦つ降
りたり此後素盞烏神我今諸神に逐きて永去らんとい

あむぞ我妙命とあひ見ゆして徑み去らんやと語ひ又天
扇し國を扇して天より上り謂づ天照大神其より上り來り
まはるを怪しこまきみすれり御身は武備を装て待問
つせりよに素盞烏神誓ひて我をし不善を懐て復上り來
らば我今玉を齧て生らん子必は女子ならんかくらも女
を以て葦原中國より降したまへり清き心ありば必は男
ふと生むかくら男を以て天上を去らぬめぬまは妙
命の生ぬらんを此誓ひまはらうらむと言ひらうらバ大
神まつ帶せる劔を齧て生しぬくる所の神の名市杵島比
賣命次に湍津比賣命次に田霧比賣命凡て三柱の日女神

おんすでにいて素盞鳥神其髻又纏せる五百津御須麻流
 の瓊を嚙て生す所の神此名正哉吾勝勝速日天之忍穂耳
 尊次に天之穂日命次に天津彦根命次に活津彦根命次に
 燖之速日命次に熊野忍隅命凡て六柱の日子神おんす
 におんす素盞鳥神我更に上り来る故に衆神我と處くに
 根の國を以てし今まきに就去りなるといふ姉命と相
 又えおるらせむハ終に離れするに忍ぶるあさつじ此
 故にまゝ上り来るのこ今ハ又えおる事既に訖りぬ衆
 神乃意のまゝにあらむり永罷りたる姉命の天國を照し
 臨みぬえんす平安ましませ又我清き心を以て生せる兒

等ハ姉の命に奉るといふさむてつひに還り降ります天
 照大神を於ハちうの六柱の日子神を取りて御子と称し
 て養ふなり此一節上の一節は通して日本書紀注の一
 の注を引きし諸書に又見たりと云は初素盞鳥神父の
 大神は還りて天に上りまはしと云は初素盞鳥神父の
 誓約ておんす御子を生す後ろの悪事やまはし
 又ハ初素盞鳥神天に上りまはしと云は初素盞鳥神父の
 神を逐れおんすのちに天に還り上りまはしと云は初素盞鳥神父の
 照大神と誓ひておんすの御子を生すことと云は初素盞鳥神父の
 説事理におんす最長ト云は初素盞鳥神父の
 しておんすに似るときハ今らに據と

衆神共拒ぐと云ふ下は日本書紀注の一書にハそれ
 より以來世に笠蓑を著て他人の屋の内に入らざるを諱

よこ東草を貢ふて他人の屋の内み入るるを諱むられ
 と犯しりのあれむ必くは解除を料すこれ太古の遺俗
 也とつみあり天を扇し國を扇まとはなほ天地を動
 らんといふごとく日本書紀又此神天は昇る時冥
 海鼓き盪ひ山岳鳴り响ふらま神性雄健が然らしむる
 なりといひしるのごとく御身は武備を装ひぬとハ
 此神還り上りぬと天、鉦、命又よるせて告申あれ
 ば天照大神我那勢の上來る故たまは好意ありし必
 らば我國を奪つむとわらふ軟吾婦女なりといふとも
 いふんを避くべきやと語りてこれりち御髪を解て御

鬘と一御髪を結ひて御警とし御裳を縛ひて御袴とし
 其左り右りの御鬘もも御鬘もも左右の御手にも
 おのくハ尺句玉の五百津比御須麻流を纏ひ曾比良
 らハ千入之鞆を負ひ曾比良は五百入之鞆を附け太
 太武伎は伊都之竹鞆を取り佩きて弓弮を振立て堅
 庭とバ向股も踏那豆美沫雪如躑散して伊都之男建踏
 建ひぬりといふと見たり御髪ハ讀で美加豆羅といふ御髪
 讀で美加豆羅といふ神代卷抄に美加豆羅といふ御髪ハ
 ハ髪をふつみけく結ひしを美豆羅といふに世は男子
 のふつみけく結ひしを美豆羅といふに世は男子
 逆髪をわけて額といふとつむ結ひて櫛とさしてうしろ
 うたれり今女の髪わけといふハ其遺俗なり此時

は大神の御髪と如此しきまひハ男ヨリヒ装ヒなされ故也
といふ御裳を縛ひて御袴とせられ御須麻流の玉と御
髪ふも御手ふもまといきまひといふも皆是戎装の
ためと見えたり曾比良とハ背のふといひ古語あり
千入とハ箕敷多きのゆいなるハ矢と納る古語なり
比良といふきき所のをうひし古語もや未詳曾比良と
いひて負ふといひ比良といひて附るといふ時ハ御身
の側よりつけられハ入るハ外國の人ハ箭をバ必ら
腰より今も大神の神宝ハ姫ハキ勸ハキ満ハキ勸ハキオ造ハキ遊ハキせらるるハ
いふ今も大神の神宝ハハキ勸ハキ満ハキ勸ハキオ造ハキ遊ハキせらるるハ
かの伊都ハキによき事紀ハハキ威ハキの字を假用ひらるる凡上古
の俗事物と敬してハ湯津といひ伊都といふ湯津之問
撫伊都竹ハキ靴ハキオハキこハキせハキ也ハキこれハキぞハキの語博せしの字と
その儀異なりとハ聞えはされど日本書紀ハ敬與之意ハ
假用ひ義と得しふ似たり鞍ハキ威ハキの字と假用ひに
ての義と得しふ似たり鞍ハキ威ハキの字と假用ひに
いふあるべき竹ハキ靴ハキとハ鞍ハキ威ハキの字と假用ひに
は著るハ皮と以て作り時ハ竹ハキ又ハキ神室に造進せらるる
後世ハ皮と以て作り時ハ竹ハキ又ハキ神室に造進せらるる

所也弓踏護て由美波敷とツ向股ハ兩股相對ふの義
久恵私記ハ加須とツ向股ハ兩股相對ふの義
伊都之男建讀シテ多神ヲハ伊都ハ前ハキ建讀シテ布美多神理
謂也男建讀シテ多神ヲハ伊都ハ前ハキ建讀シテ布美多神理
いふすべとるハ多神ヲハ伊都ハ前ハキ建讀シテ布美多神理
るをかくとるハ多神ヲハ伊都ハ前ハキ建讀シテ布美多神理
―三柱の神となされしと又えすこ十握九握の三柱
念子以て三柱の神となされしと又えすこ十握九握の三柱
の神の名もその次第も諸書に見えしとこ流の

はれどうじん神名式ハ筑前國宗像郡宗像神社三座と
見えしハこの三柱の神也との中市并島比賣命ハ安藝
國佐伯郡伊都伎島神社といふは是也素盞鳥神の生

まよひし所も御須麻流の玉を左右の掌と臂と足とに
 置て生れゆひしとも左右の掌不置て生出されしとも
 又系てその生り出し所五柱とも六柱ともいひその名
 も次第も諸書に見えし所はのく異同あり曰事紀に
 を今ち、よさるせしごとくあり古事記日本書紀はハ
 燭之速日命又多岐くその餘を以て五柱とす但し日
 本書紀注の一書ハ忍穂耳尊の御事押穂耳とも忍穂
 六柱と見えし説あり
 根とも忍骨ともさるし勝速日命とも吾勝尊とも申し
 を古語拾遺にふるに此尊とハ天照大神特甚鍾愛して
 常に御腋懐きまほし故に糸して腋子と申せしと
 又総神共注といふハ其轉語也といふ天之穂日命ハ天之

菩^{ハヒ}卑能命ともさるに出雲臣土師連かの祖即是菅
 也天津彦根命ハ天津日子根命ともさるす凡河内直山
 城直かの祖なりといふ熊野忍隅命とも熊野櫛樟日命
 按むるに天照大神素盞烏神共に誓給ひて谷男女の神
 を生ゆひしといふこととされ又上古の俗言嗣し所にて
 盡く信もるにこゝんこれと素盞烏神衆神のためは逐
 つれ衆神のさめに拒ま進退維れ谷チヤりたゆひしにゆり
 らみづうらの御子と質とし奉り天照大神より質子
 給りて其危難ととくろきんこめに高天原に還上り
 ゆひし事とかく言嗣ぎしなるべし又妙命を見よる

るせずして罷らんハ忍びずと言ひしハ天倫の情を
を誠と志するべきこと也三柱の女神ハいつきの神の
子なるを質子として出されたりけん古よりつひもつ
たくざんバ詳なるべ

素盞鳥神五十猛命とひきまみく新羅國ニ天降り此地ニ居
ころん事を終るひむらむ出雲國鍛之川上鳥上峯子至り
高志の八岐大蛇と斬須我の地ニ宮居して國神の子搦
名田比賣とむくへて死と一八島士奴美神と生後子
熊成峯に坐してつひニ根の國ニ入ぬり
てふるはと
こはふる

これ旧事紀古
事記おもふ

五十猛命まこハ大屋彦神といは舊事紀ニ此神を有功
之神とい一説ニ素盞鳥神之子といふ天降りし時多
ハ十種子噉ふべき樹種をりちて韓地ニ殖ばして蓋
以て持歸りて其妹大屋姫命抗津姫命と三柱の神共ニ
菟紫より始めて大八洲之内ニ殖播さんといふ所か
して青山をなす紀伊國所祭之神是也と見えまり有
之神とすといふにまれば五十讀で伊曾といふ其義
伊佐と同じくその神功を稱せし所と見えまり伊曾と
佐といふハ共語 神名式紀伊國名草郡伊太祁曾神社大
音の轉せり 屋都比賣神社都麻都比賣神社共に名神大社と見え

り舊説又其伊太祁曾ハ五十猛神也といふ釋日本紀○
十猛讀イタケとイタケといふ神名式出雲國の韓國伊太
氏イタケ神社イタケ伊國イタケの伊太祁曾イタケ神社イタケ並イタケ且イタケ皆イタケ此イタケ神イタケをイタケ祭イタケまイタケるイタケ也イタケ
皆イタケ是イタケ一イタケ聲イタケのイタケ傳イタケぜイタケしイタケ也イタケ 新羅國イタケハイタケいイタケとイタケゆるイタケ韓地イタケ即イタケ今イタケ朝鮮

東南之地也素盞鳥神天降りませしより神去りませし

さての事共舊事紀古事記日本書紀亦見えし所の

文特子長しその木要をとりにてに注ん

初め素盞鳥神新羅曾尸茂梨之處に降りぬり此地ハ我

居らんことを欲つてとて埴土を以て船を作り乘りて東

に渡りて出雲國鞆の河上鳥上峯に至りぬり曾尸茂梨

ハ詳なるぬと見えしどもこれハ新羅の國人神を祭

とつうとどれりとのといふに似たり埴土を以てふ

を作るとハ其事を神にすべきたるにイタケ所イタケなるイタケづイタケ
出雲國ハ即今の出雲國の地鞆イタケ河イタケハ古事記又肥川と
あるしその國の風土記ハ斐伊川イタケ也去りし大原の
郡イタケありその水の源ハ伊多の郡鳥上峯より出づと見え

其河上より著流下まると見て水上に人ありとおがて

尋イタケ覓イタケめ上り往イタケぬに老妻と老女と二人あり童女を中

置て泣くその名を問ゆふ老妻答て我ハ國神大山津

見神之子我名ハ足摩乳妻の名ハ手摩乳女の名ハ奇稻田

比賣といふ大山津見神ハ前に見えし所伊弉諾伊弉丹二

賣神の生し所なるべし足摩乳ハ古事記ハ足名推也

記イタケハイタケ日本書紀注イタケハイタケ脚摩をイタケ去りしイタケ手摩乳ハ古事

記イタケハイタケ奇稻田比賣ハ古事記に撰名田比賣と見えし日本書

紀注はハ真髮觸奇福田媛と云ふされ
神名式よりハ久志伊奈木伎比咩と云ふ

素盞鳥神又其哭よしを向孫いしに我子もとよアハ比推
子あり高志のハ岐大蛇毎年に来り喫ふ今又來へき時な
るうゆ志に泣くといふ其秋を向孫ふ被眼ハ赤加賀智
のごとくにし身ハ一つハ頭ハ尾ありて其身にハ蘿又
松拍相檜生ひ其谿ハ谷峽ハ尾に度る其腹をえるにらと
ごとく常に血爛きたりといふ 高志ハ出雲國神門郡にあ
る古志郷をいふなるべし
ハ岐大蛇ハ古事記にハ八股遠呂智と云ふ上世の時
に或ハ大蛇といひハ蜘蛛蜘蛛なといひハ皆これ惡神の
其類を殘害するのを稱とし也來り喫ふといふハ其
却奪をいふなりべし赤加賀智ハ即酸醬をいふ一身
ハ頭ハ尾ありハ兄弟ハ頭ありしも云ふべし其地に擣る
べし又ハ其兄弟ハ頭ありしも云ふべし其地に擣る大

蛇といふによりて其事をかごとりいふ
の類の如くなるをこれ我國の文の弊也

其老丈に汝の女ハ我に奉らむやとめよひしふかしこ
し又御名を覚らんと申す我ハ天照大御神の弟天より今
降きりと言ひしらバ其父母の神とらバかしこみ立奉ら
んと申すもれも湯津々間擗取り成て御髮に挿と
まひ其父母の神と告てハ鹽折之酒を醸し又廻垣作り
共垣ハ八つ此門を作り毎門ハ八つの佐受伎を結ひそ比
佐受伎おとに酒船を置いて酒を盛りて待しむ かしこし又
御名を覚
むとハ其意を奉ら人事恐きなり又いふなる神とも
去りおるらせむといふ也かしこみ立奉らんとハ恐あ
きども奉らんといふれり湯津々間擗前に見えこり彼
童女を隠し置きぬし事を其名の擗名田比賣又久志

伊奈太伎比賣ともいひしに
 きためにかくいひしに
 折の酒を醸成して其酒を絞
 其糟を去り古更に其酒を用
 るこれと醇酒とに今世も一
 度折返すの謂也と私記も一
 字を用ひる此れ又厚酒とい
 旧事紀に假廢の字を用ひる
 に棧敷といふハ伏受伎の語
 けて垣門假廢皆々ハフを
 蛇の頭ありとによれりす
 蛇の酒を沈海するを聞召て
 ろれし事をいふなるを
 かくて八岐大蛇いふ所の
 おとくに來りて毎船は已
 ぶこれて入其酒を飲之飲
 酔て死ぶごとく伏寝より
 烏神帯せる十握の劍を扱
 て其大蛇を切り散らんに

血亦なりて流る其尾を切る
 割て見たまゆに都牟刈之
 大神申して奉らる草薙劍
 殺しこまひて其宝劍を得
 神の十握劍の事言嗣し所
 と蛇之廣正といふ今ハ石
 銅之劍といふ今ハ石上
 ハ天蟬所之劍といふ今ハ
 小今ハ石上之神宮又ハ石
 其義未詳と云ふ御魂社
 石上坐布留御魂社石上ハ
 神坐も數多をさめ此れハ
 其形も加良須伎と故に名
 紀又ハ加良須伎と故に名
 らる小刀の字讀で依比と
 とに小刀の字讀で依比と
 吉備ハ國名前ハ此劍ハ
 國名前ハ此劍ハ韓國と
 韓國と云ふ事記心得
 神部

血亦なりて流る其尾を切る
 割て見たまゆに都牟刈之
 大神申して奉らる草薙劍
 殺しこまひて其宝劍を得
 神の十握劍の事言嗣し所
 と蛇之廣正といふ今ハ石
 銅之劍といふ今ハ石上
 ハ天蟬所之劍といふ今ハ
 小今ハ石上之神宮又ハ石
 其義未詳と云ふ御魂社
 石上坐布留御魂社石上ハ
 神坐も數多をさめ此れハ
 其形も加良須伎と故に名
 紀又ハ加良須伎と故に名
 らる小刀の字讀で依比と
 とに小刀の字讀で依比と
 吉備ハ國名前ハ此劍ハ
 國名前ハ此劍ハ韓國と
 韓國と云ふ事記心得
 神部

ハ纂疏ハ掌神事者也ト云々
 所ハ蠅ハ掌神事者也ト云々
 年ハ蠅ハ掌神事者也ト云々
 ハ大ハ蠅ハ掌神事者也ト云々
 劍ハ蠅ハ掌神事者也ト云々
 雲氣有シテ至リテ野火ノ難シク
 摸國又至リテ野火ノ難シク
 又ハ蠅ハ掌神事者也ト云々
 の別名也草薙トハ駿河國風土記ハ
 尊ハ時至テ此名始キリト云々
 今ハ尾張國吾湯市村又ハ神名式
 也ト日本紀注ハ又ハ神名式ハ尾張
 社トヨリハ神ノ名式ハ尾張國愛智
 此劍を天神トシテ獻セリト云々
 天草根命トシテ獻セリト云々
 古事記ハ天照大神又ハ獻セリト云々
 草根命トシテ獻セリト云々
 ハ古事記ハ天照大神又ハ獻セリト云々

素盞鳥神其國に宮造るベシ地を求め須賀の地子到り
 其地子宮作りおん此故よその地とハ今に須賀といふ此
 神初須賀宮を造りたまふ時よその地より雲立騰るを見
 て御歌作りたまふそののうきにい
 ナツモタツイッモヤハカキツマコノニヤハカキツクル
 夜久毛多都伊豆毛夜弊賀岐都麻基微爾夜弊賀岐都久流
 會能夜弊賀岐哀

其國ハ出雲國也宮造るべき地を求トハ旧事
 紀ハハ將之處を覓てト云々
 其御心の清さをいふなり日本書紀ハ須賀須賀新トハ
 ハ須我ト讀むる大原の郡ハ須賀山須賀の小川ハ記

あり此郡中にありとこの御室山ハ神須佐乎命御室
と造るれ地なりと又えこれ須賀の宮ハ此地に造
る所なる御歌作りと云ふとハ此の地ハ素盞鳥神の
始也古今集此序にあつたか此の地ハ素盞鳥神の
りぞ起りたるもといふハ此事也夜久多都ハ雲立
つなり釋日本紀は天の八雲といひしに於てハ色
見をきりたるもといふの雲のちち伊豆毛夜弊賀岐ハ
のちりしといふもハ重葺柴蘇といひしに同じき由ハ
重葺也釋日本紀ハ重葺の心重葺柴蘇といひしに
えこれハ重葺也といふにハ都麻基微爾ハ妻
分ちるるハ重葺也といふにハ都麻基微爾ハ妻
也其地をむく置かふとハ都麻基微爾ハ妻
久流ハ重葺造る也曾能夜弊賀岐ハ其ハ重葺也
ハ語助也すぐて此歌の意ハ釋日本紀ハ素盞鳥神宮を
建て稲田姫と共住とすよの故にハ雲ハ重葺と
て極と神道の執事所なり故にハ雲ハ重葺と
同じと押返す下句なり故にハ雲ハ重葺と
詞ハ東水臣津神ハ素盞鳥神と申すなるべし又出雲ハ
のハ東水臣津神ハ素盞鳥神と申すなるべし又出雲ハ

重葺とのことハ風土記に大己貴神の静城
山の内とめよハ山のかさなれらるるに大己貴神の静城
ある所なまハ其山のかさなれらるるに大己貴神の静城
なるを彼大神ハ八雲と云ふハ重葺とのことハ其日子神
ハ又青葺山とのことハ其日子神
ひしと知るべし

其脚摩乳神を喚て汝ハ我宮の首は任すとのことハ其名字
負ひて稲田宮主須佐之ハ耳神と名づく
旧事紀ハ稲田

島土奴美神を生むて吾兒宮解ハすれち脚摩乳手摩
乳也とのことハ其二神ハ號をたまひしと又えと
日本紀又とれよよる古事記ハ迎へられて其宮首は
るけらととれよよる古事記ハ迎へられて其宮首は
の濫觴也と又えと日本紀ハ宮主ハ今世の天子后宮主職
ハ米子似たり又日本書紀注ハ古事記の説と得たりと
ハ稲田の宮主箕實獲之ハ箇耳と一書ハ脚摩乳の妻の名
す

其妃奇稻田姫生る所の御子の名ハ八島士奴美神也申レ又
 大山津見神之女大市姫オホイチヒメを娶りて大年神稻倉魂神等二柱
 を生む八島士奴美神の事ハ下ニ詳也大山津見の事ハ前
 の父を祀る事也能御魂神と云る事也
 其後素盞烏神熊成峯にまゝく遂に根の國に入給へ
 又熊成峯其所未詳出雲國風土記神名式ホにまゝに熊野
 大神の社ホにまゝに熊野山ハまゝにまゝにまゝにまゝに
 根の國ホにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに
 くいにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに
 りの文と結ぶべ
 きらた矢なり
 八島士奴美神舊事記ハ奇稻田姫を妃として所生之兒
 大己貴神此神又ハ八島士奴美神とも大國主神とも清

ノ湯山主三名狹漏彦八島篠とも清之繫名坂輕彦八島
 手命とも清之湯山主三名狹漏彦八島野とも申と云
 るとれ又其大己貴神の名ハ大國主神とも大物主神と
 も國造大穴牟遲命とも大國玉神とも顯見國玉神とも
 葦原醜雄命とも八千矛神とも申して並ハ八名ありし
 也と云るこれきり心得られず大己貴神の御事を八島士
 奴美神とも申したらん又ハ其名ハハフに限るべし
 古事記ニハ八島士奴
 美神の子布波能母遲久須奴神此神之子深淵之水夜禮
 花神此神之子游美豆奴神此神之子天之冬衣神此神之

子大國生神又の名ハ大穴牟遲神オホウチムヂノカミトモ葦原色許男神アシハラノイロコノヲノカミトモ
 毛八千矛神モリヤチノカミトモ宇都志國玉神ウツシノクニノタマノカミトモ申して並ニ五名あり
 又と云るせりさうバ大己貴神ハ素盞烏神六世の孫ニ
 てありよし也新撰姓氏録ニホシニニ云る所ニ大己貴神
 ハ素盞烏神六世の孫なる由又えまじり日本書紀ニホシニハ素
 盞烏神奇稻田姫ニホシニを妃メケとして生ウマ孫ムコふとく孫の御子大己
 貴神と云るとん又其注ニハ稻田姫生る所ハ清之湯山
 主三名狹漏彦八島篠ニホシニと申さすニホシニと云清之繫名坂輕彦八
 島手命ニホシニと云又清之湯山主三名狹漏彦八島野ニホシニと申
 此神五世の孫ハ即大國主神也ニホシニと云はる古語拾遺ニホシニ

又云し所ニ大己貴神を以て素盞烏神の御子と云るの
 云るす所各おれじうぐすべて上古ニホシニに其徴ニホシニとすべ
 きものなれことかくの如し但し舊事紀ニホシニ并ニホシニ日本書紀
 注ニ大物主大國玉神等と大己貴神とするニホシニハ心得る
 きん大國玉神と申んを舊事紀ニホシニニ素盞烏神の御子大己
 貴神須沼比神ニホシニの女伊怒姫ニホシニを娶りて生む所の子大國御魂ニホシニ
 神ハ大和神也と云るニホシニ所ニホシニニ神名式ニホシニニ大和國山
 邊郡大和坐ニホシニモ大國魂神ニホシニと言ひの即此也大物主神の
 事ハ下の注ニホシニニ云るニホシニ

其後大己貴神少彥名命ニホシニと共に二柱の神葦原中國乃如水ニホシニ

母浮漂之時マウキタツクヨルキ子坐コして相並アヒる此國コノクニを作り立つ其少彦名神コトヒコノミカミを
 母遂ハハに常世國トコヨシノクニを渡りワタリたよひぬ國中クニノナカいまぶ成ナリる所トコロを
 大己貴神オホニギハヒカミ神獨カミり能スく巡メり造ツクりたツまひぬニ此コノ事コト紀キハハ此コノ神カミハ
 神皇產靈神カミヤマトノミコの御子ミコと聞クて天神アメノカミに申マツ上ノボし高皇產靈神タカミヤマトノミコ
 聞クてまひて吾兒ミコ也ナリとのコトをマツひし由ユ又マタえり古事記コトヅキハ
 ハ神產巢日カミヤマトノヒ神カミの御子ミコ少名コトナ古那コノナ神カミと云クるコト也ナリ日本書紀ヨメ
 知ル語拾遺コトヅキハ高皇產靈神タカミヤマトノミコの御子ミコなりと又マタ云クるコト也ナリ日本書紀ヨメ
 原中國ハラノクニ如水母浮漂ミヅノミヅノウラヒとハ猶ナラニこれ御子ミコ用ヨウ之ノ國クニといフ
 ぶコトとくコトなリて國クニいハまシるコト也ナリ初ハジメ伊弉諾イサノ伊弉册イサノの神カミ造ツク成ナるコト也ナリ
 後ノチ此國コノクニ再マタ造ツクるコト也ナリ亂マシるコト也ナリ初ハジメ伊弉諾イサノ伊弉册イサノの神カミ造ツク成ナるコト也ナリ
 神カミ此國コノクニ再マタ造ツクるコト也ナリ亂マシるコト也ナリ初ハジメ伊弉諾イサノ伊弉册イサノの神カミ造ツク成ナるコト也ナリ
 所トコロ其ソノ大要オホノミ注ツケすコト也ナリ
 初ハジメ大己貴神オホニギハヒカミ出イデ雲クモ御ミ火ヒ之ノ御ミ前マエに坐カさせし時トキ波ナミ穗ホとリ天アメ

之ノ羅摩船ラマノフネに乘ノりて鷓鴣シカキの皮クニを内剥ウツて衣服ウツとしシ參マツ来クる
 神カミあり其名ナを問トふに答コタへ所從ソトの諸神モロカミ又マタ問トへども皆知モロカミ
 ろコト多ク通ス且カ久ク答コタへコトハ久ク延ヒ古コ問トしコト也ナリまシひし
 にシりコトこれハ神產巢日カミヤマトノヒの御子ミコ少名コトナ古那コノナ神カミ也ナリと申マツす
 すコトハち神產巢日カミヤマトノヒの御祖ミコノカミ神カミに申マツ上ノボしコト也ナリまシひしコト也ナリ
 實マコトに我子ミコなり子コの中ナカに我手ミテ候マツより又マタ岐斯子キシノミコ也ナリ汝葦原ニハヤシノ
 色許男イロノリノヲ命ノミコトと兄弟ケイテイとなりて其國コノクニを作り堅ツめよと答コタへた
 まへり御火ミカヒ之ノ御前ミマエハまシれコト也ナリ出イデ賣ウツ國クニ島根シマノネ國クニ五十イソ稜サ之ノ
 の小コしコトきコトなリとシるコト也ナリ心ココロ得エるコト也ナリ天アメ之ノ羅摩船ラマノフネハ其ソノ船フネ
 て船フネとシるコト也ナリ加賀美カガミとシるコト也ナリ羅摩ラマ白シラ薺ナ並ナるコト也ナリ草クサ之ノ名ナハハ白シラ薺ナ皮クニとシるコト也ナリ
 又マタ羅摩ラマ讀ミて加賀美カガミとシるコト也ナリ羅摩ラマ白シラ薺ナ讀ミて夜ヨ未ミ加賀美カガミとシるコト也ナリ
 鷓鴣シカキ皮クニハ旧事紀コトヅキハ鷓鴣シカキの羽ハネと以モツて衣ウツとすコト也ナリ志シるコト也ナリ

鳥鶴ハ小鳥の名也日本紀又ハ此又染々岐といふと
注せられこり内割とハ其皮を全く剥取也草皮を船と
し鳥皮と衣とんなどいふるハ此神の名を少名彦名と
いひしによる所これ古事記の文の體也多通且久ハ
詳言田之曾富勝といふ事紀古事記の書今ハおひて
ハ山田之曾富勝といふ事紀古事記の書今ハおひて
下のるをちとく知まら神也と見えたりとハ今
の石どろろのそわつとらふ物又や此物天下此を
ちとくくさきりといふも上古之俗の言嗣がし問と
ろ解るぐし手侯より久岐斯子也とハ旧事紀又指問と
り瀧際しと見えたりとハ醜如なごいひしごとくに此神の形
のちろろと見えたりとハ醜如なごいひしごとくに此神の形
を此御名を敷いとまひおえりかくて大己貴神少
彦名神とカと勸世心を一つにして天下を經營きはひ
又顯見蒼生と畜産のた免に其療病之方と定め又鳥獸
昆蟲之災害を攘き人ごめ又其禁厭之法と定めりんぬ

らとを以て百姓今に至るまであはしく恩類を蒙れ

り經營の字讀むこと造の字のゴとし顯見の字讀む
牛馬の類也療病之方ハ即醫藥之方也鳥獸昆蟲之災害
とハまばて六きり乃物を災となし害をなるとハ
厭之法ハまれハち呪禁のりなり思頼ハ慕疏ハ利澤の
頼むべきさいふなりと見えたりこれによりぬ
其後少彦名神ハ熊野之御崎ハ行き至てつひに常世
國ハゆきませりさくハ淡島ハ到りて粟莖ハ彈き渡り

く常世郷にいりあはしく見と申ん也熊野の御崎
不詳淡島ハ伯耆國風土記ハ相見郡西北の餘戸の里ハ
粟島あり少彦名命粟子彈きて常世國ハ渡りたおひ
地なるが故ハ粟島といふゆえなり常世國常世郷ハ
旧説みれこれ蓬萊とといひしゆえなり常世國常世郷ハ
キ文徳實録ハ齋衡三年十二月常陸國鹿島郡大洗磯前
ニ神降りて人ハ憑るるあり我ハこれ大奈母知ガ比古

奈命ひうー此国を造り詔りて東海より行き今又來歸り
しといふ也又えこるハをぬちち神名式又えこる常
陸国鹿島郡大洗磯前神社此ぬりぬ此神詔によむ
又此此よいた甲常世国ハ我國東海の地ハある所の
国なりと云いふべき歎をばて此神をいフき祭つとる
神社神名式まこ風土記又えこる也こはらげてかぶら
べら

かくて大己貴神我獨りいふまーさうさうハ國成難け人とい
を得むいづれば神ハ我と能く此國を相作らんと憂たま
ふにあらし海光り依來る神ありて能く我前を治めバ我
能く共に相作り成さむひーさうさうハ國成難け人とい
ふさうむ治奉るの状いむと問まひしハ我をバ倭の
青垣東山の上ハ伊都伎奉れを答へられハ御諸

山此上に坐り所乃神也日本書紀ハ古事記又みえとこはる
名を問ひこまひしハ我ハ神其神也答へ
らるここれハをぬちち神名式又えこる常
陸国鹿島郡大洗磯前神社此ぬりぬ此神詔によむ
又此此よいた甲常世国ハ我國東海の地ハある所の
国なりと云いふべき歎をばて此神をいフき祭つとる
神社神名式まこ風土記又えこる也こはらげてかぶら
べら
此ハ俱美抱摩と云ふ幸魂也ハ行ハ義前也ハ久止之義歎と
行ハ義と引きて幸魂とハ行ハ義前也ハ久止之義歎と
又えしと神代卷抄ハ幸魂とハ行ハ義前也ハ久止之義歎と
天ノ歸も也奇とハ久止之義也魂ハ陰ありて久く止ま
りて後ノ地又歸る也といまど今ノ文字ありて此ハの時
或ハ其字の義を取て或ハ其字の聲を借りて此ハの時
あるべき事ハつと云ふもこはらぬハ汝の幸魂奇魂也
下ノ所ハ此神のこをぬちち我ハ汝の幸魂奇魂也
不之神なりとのと云ひと云ハ汝の幸魂奇魂也
魂といふハ陽魂陰魂之外ハ佐積彌多摩俱斯美抱磨
ふづいひしこと必く世の俗ハ佐積彌多摩俱斯美抱磨
なごいひしこと必く世の俗ハ佐積彌多摩俱斯美抱磨
ども後代及びて其説の傳ハるさまバ其義の詳なり
ぬり古事記又えこる少彦名神避さまひし後に又大物主神
り共説よるに少彦名神避さまひし後に又大物主神

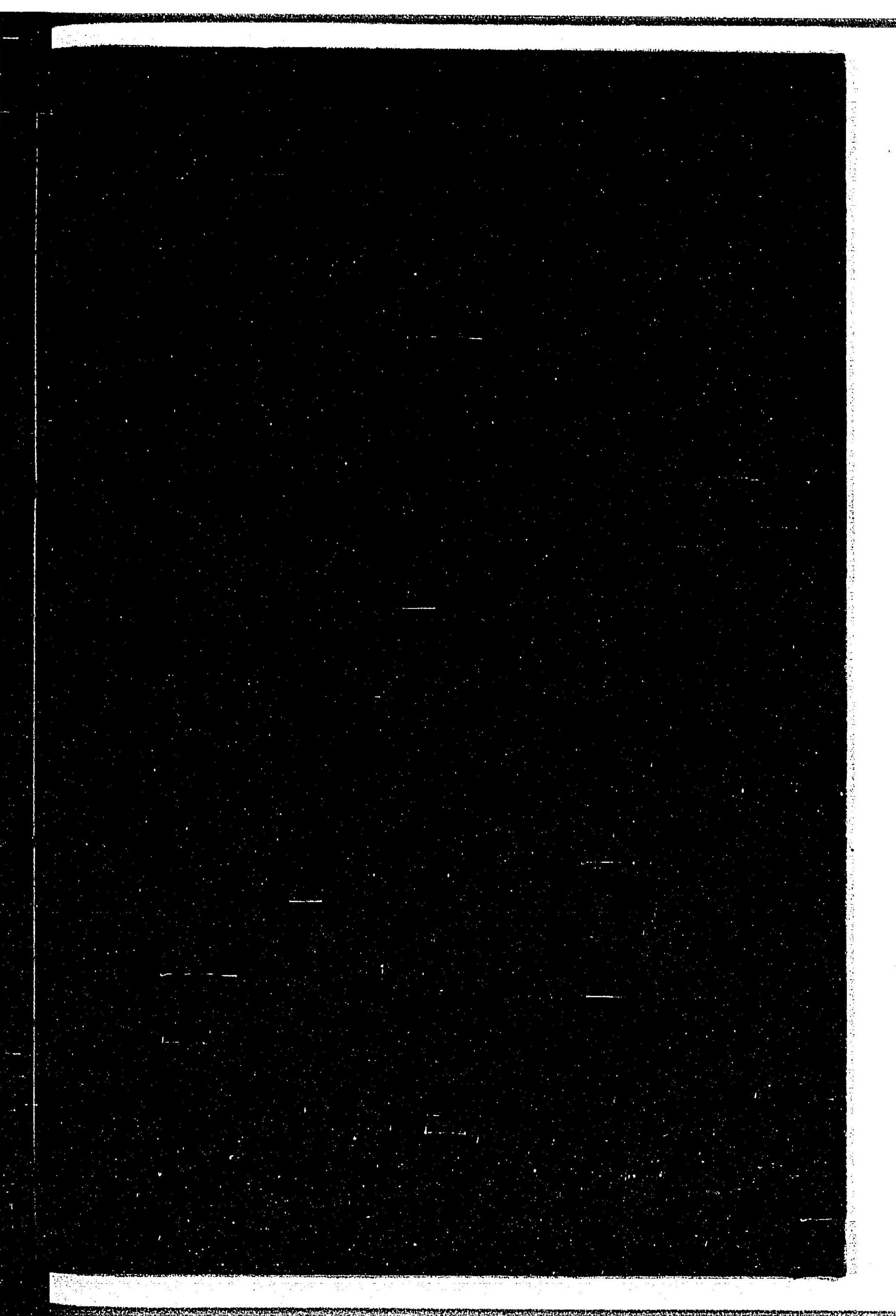
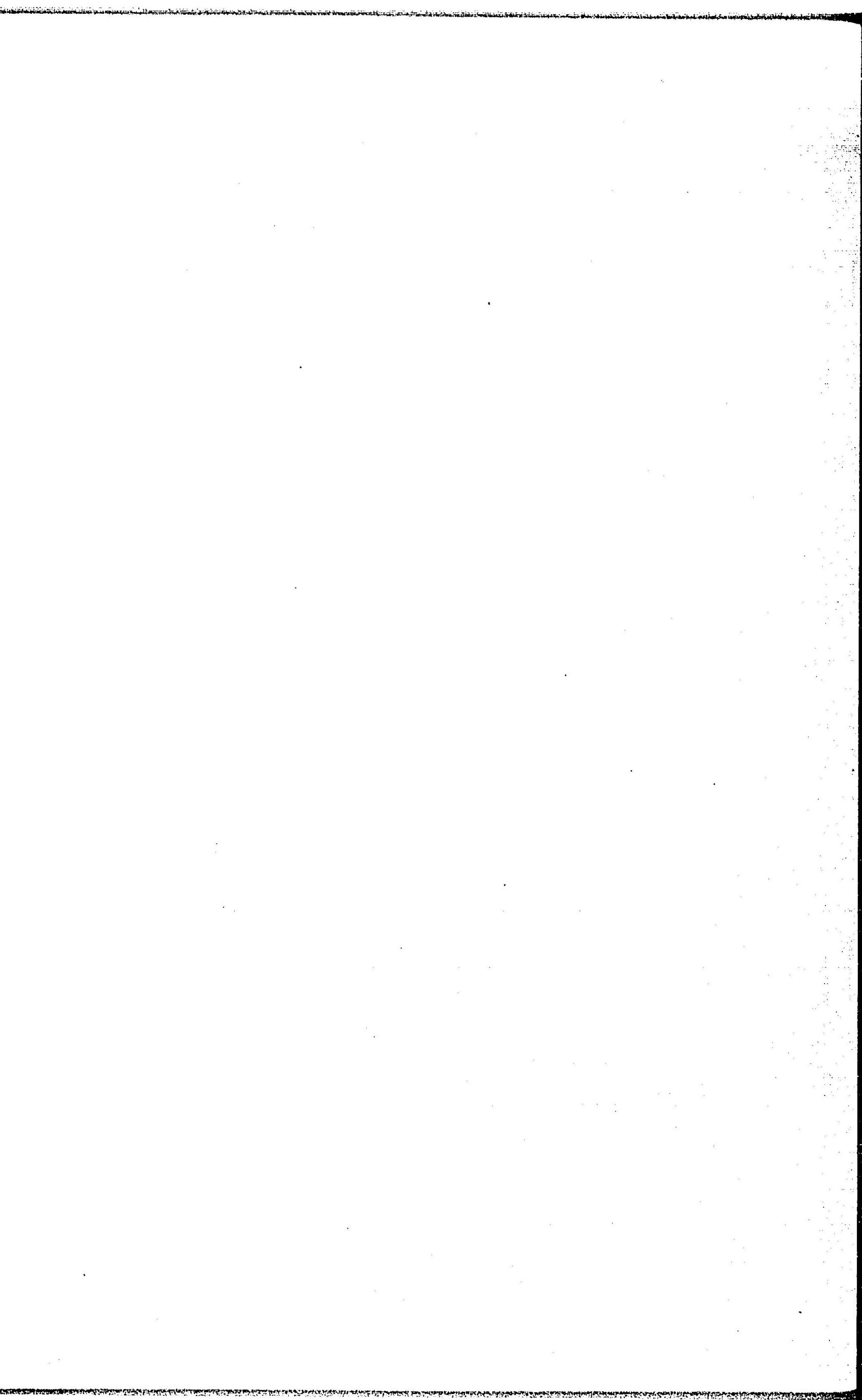
出たまひて大國主神とカをあたせて大造の功を成さ
しめられき神名式大和國城上郡大神大物主神社と
ええしハ三輪社といふ物よて此時大己貴神のつ
き祭られし所これをもち甘茂大己貴神の氏祖神
主と申ゆハ大己貴の御ことハ大己貴の御事みて大物
此後大己貴神つひ又能くその大造の功を成さまひし
らハ國造之神とも所造天下大神とも申せしなり

0802
244

古史通卷之二終

1493





79
80

白石十史通

三